



沖縄公庫の役割と事業再生

沖縄振興開発金融公庫 理事 譜久山 當則

1 沖縄の経済社会状況と金融構造の特性

沖縄県は広大な海域に点在する地理的環境や、戦後日本の高度成長からの隔絶、軍事基地の集中などの歴史的背景による特殊事情があり、本土との経済格差は依然として大きい。端的には、三次産業のウエイトが76%と高く、1人当たり県民所得は全国の約7割、貯蓄は3割、完全失業率は2倍の水準の7.9%にも上ることに見られる。

また金融構造は、復帰以降本土と同水準の民間投資（GDPの20%弱）による旺盛な資金需要に対し、県内の民間資金量（預金銀行ベース）は名目GDP比で、1.4倍と本土の7割の水準に留まる。このため民間資金だけでは県内の多様な資金需要に十分対応することができず、この不足を政策金融機関である沖縄公庫が補完する構造となっている。

2 沖縄公庫の政策目的と総合公庫としての機能

沖縄公庫は、①沖縄における産業開発促進のため、長期資金の供給により、民間金融と民間投資を補完奨励し、②小零細企業や生活衛生関係営業者、③中小企業者、④農林漁業者、⑤医療施設、⑥住宅取得者等の必要とする資金を供給することによって、沖縄の経済の振興と社会の開発に資することを目的とする。

すなわち沖縄公庫は、沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現を目標とする沖縄振興策に必要な民間投資金を、政府が確保し供給するために必要な機関として位置づけられ、沖縄振興策と一体となって運用されることに、政策的な意義がある。

次に沖縄公庫は、本土における①日本政策投資銀行、②国民生活金融公庫、③中小企業金融公庫、④農林漁業金融公庫、⑤福祉医療機構、⑥住宅支援機構の政策金融機能を沖縄地域のみの特化し、一元的に行う総合公庫としての機能を持つことに最大の特

徴がある。

3 政策金融改革と沖縄公庫

今回の政策金融改革における沖縄公庫の取扱いも上述の政策意義と機能を評価したものととなった。すなわち、本土公庫見合いの機能は本土と同様の扱いとし、撤退または残すものの、①「沖縄のおかれた特殊な諸事情にかんがみ特に存続させる必要があるものを除く（沖縄独自制度、特利制度は残す）」とされ、②組織については、「沖縄振興計画の期間が経過した後において新政策金融機関に統合する（ものの）沖縄の振興に関する施策に寄与をするため、業務を自立的かつ主体的に遂行することを可能とする体制を整備する」こととなった（18/6行革推進法）。

すなわち、政策金融の対象領域にかかる議論からみれば、沖縄においては、社会・産業インフラの蓄積不足と軍事基地による未利用資源の存在、財政資金不足により、公益性の領域は本土に比べ広い。また、島嶼経済による低生産性、低所得・低貯蓄（低蓄積）により、金融リスクの評価困難な領域も広いことが勘案されたものと考えられる。

4 沖縄公庫が果たしてきた役割

本土復帰以降の34年間で、政府の沖縄振興開発事業費（高率補助等による公共投資）は8兆円余に達した。一方で民間投資に対する沖縄公庫の出融資は5兆円余に上る。当然ながら、有償資金である公庫出融資中、4兆円弱が償還されており、域内市場を循環して経済成長に寄与していることに最大の意義がある。

沖縄公庫はこれまで、多額の初期投資を必要とし投資回収に長期を要する各種インフラ整備や、大型プロジェクトの信用リスクを補完し誘導する役割を果たしてきた。また、資金調達が困難な小零細企業や創業間もない企業、ベンチャー企業に対し最適な金融支援策を提供することで、民間資金を質的に補完する役割を担ってきた。さらに、景気変動や急激

な社会環境の変化の影響を受けた事業者に対するセイフティーネットの役割も重要としてきた（米国テロ・金融環境変化対策等）。

これらは、総合公庫の機能を活かし、①企業の成長発展への一貫対応、②大型開発へのバスケット型対応、③事業転換・多角化等への対応等の個別局面で発揮されてきた。

現在でも県内貸出市場における沖縄公庫の設備資金貸出シェアで基礎的産業部門を主として48%、同運転資金7%を占めるのは、公庫が民間金融機関との連携を通して活動してきた結果を示すといえる。

5 事業再生における沖縄公庫の役割

このようなリスクマネーの供給は、事業審査の徹底と、長期貸付による借入者の期間リスク補完と、沖縄特利による金利リスク補完を伴って行われている。とはいえ、市場経済につきものの事業リスクをすべからずカバーすることは困難であり、必定、当初目論見の誤算や、市場の変化、系列企業の再編などによって経営の停滞や破綻が生ずる。

公庫が行うべき事業再生の分野は、これらに対し、経営資源の再配分を促進する中間与信管理の活動としてきわめて重要である。また個別には、地域経済に精通し、企業との長期的なコミュニケーションにより蓄積されてきた良質な経営情報を活用するとともに、ステイクホルダー間の調整局面にあたっては、その公的信用力やノウハウを活かすことが必要である。

(1) 経営支援体制における選択と集中

沖縄公庫の全与信先は68.5千先、12.4千億円にのぼり、このうち、リスク管理債権先は6.6千先（9.6%）、1千億円（8.2%）と、地元民間金融機関より高い水準にある。一方、職員数は221名と地方信金並みの体制にすぎず、経営支援体制においても、資源の選択と集中が必須である。

この課題に対し、与信額5,000万円以上の先の金額シェアが全与信の37%に上ることから、この層を信用格付先（産業開発・中小企業資金等貸付先）とし、以下を簡易査定先（住宅ローンと小零細企業）とする層化モニタリング体制をとっている。必定、経営支援も、前者に対し集中的に行われる体制となる。

具体的には、正常先と、経営改善による自力再生可能先を融資部門が担当し、経営困難大規模事業や、中小企業再生支援協議会案件、出資先、自力再生が困難で私的整理等特別の管理体制を要する先を、事業管理部経営支援班が専任している。

(2) 民間金融機関との連携

事業再生における、沖縄公庫の役割は、政策金融という専門病院に例えることができる。再生企業にはさまざまな症状が見られ、症状ごとに、内科的な通院治療に留まるか、入院を要する外科的治療か、リハビリによる回復を目指すのか等、処方箋が必要となるが、各段階での掛り付けの病院（取引銀行）との連携は、企業の円滑な再生を図り、金融取引正常化への道筋をつける上で大きなポイントとなる。

当公庫の取り扱う資金は長期・固定金利で、企業の収益力に応じた回収が基本であり、B/Sの改善を通じて企業の体力維持、回復に一定の効果がある。一方で、民間金融機関は、手形割引等の決済機能により機動的な資金繰り支援が可能である。

したがって、再建計画の実効性を高めるための金融支援においては、民間金融機関との相互の機関特質を活かす工夫が必要であり、当公庫の再生事例のほとんどが、民間金融機関との相互補完によるものである。企業が競争力を回復し、正常な資金循環を回復するためには、民間金融機関との連携は必要不可欠といえる。

(3) 今後の課題

沖縄公庫には、沖縄の振興開発を金融面から支援する役割があり、事業再生の取組みにあたっては、地域の経済環境を踏まえた視点が欠かせない。したがって、債権者としての経済合理性を踏まえながらも、経済環境の変化等に目配りしながら、融資先の事業環境の変動にも速やかな対応に努めているところである（特別相談窓口の設置等）。

なお、事業基盤の弱い地域中小企業の再生においては、大企業と比較して、財務・事業等のリストラによる再建策に加え、経営力強化に向けた経営指導等の継続的な支援も求められるところであり、その体制整備に努めている。

（なお、本稿で示された意見は筆者に属し、沖縄公庫の見解を示すものではない。）